

平成28年度 第3回 広島市環境影響評価審査会 議事録

議題：海田バイオマス混焼発電所建設計画に係る環境影響評価準備書について

1 日時：平成28年10月4日（火） 14：00～15：00

2 場所：広島市役所本庁舎 14階 第7会議室

3 出席者

(1) 審査会委員（五十音順、敬称略）

今川朱美、河野憲治（副会長）、富川久美子、内藤望、中西伸介、林武広、堀越孝雄（会長）
矢野卓雄、吉田倫子 以上 9名出席

(2) 事務局

建部環境局次長、寺本環境保全課長、小田課長補佐 他2名

(3) 傍聴者

3名

(4) 報道機関

1名

4 会議概要

(1) 審査会は公開で行った。

(2) 答申案について各委員から意見が出されて一部修正することになった。

5 審議結果概要

(1) 答申案について各委員から意見が出された。

(2) 各委員の意見に基づき、答申案を一部修正することになった。

(3) 最終的な答申文については、会長に一任することになった。

6 会議資料

- ・資料1 海田バイオマス混焼発電所建設計画に係る環境影響評価準備書に対する意見及び質問の概要等（第2回審査会）
- ・資料2 海田バイオマス混焼発電所建設計画に係る環境影響評価準備書への意見とその取扱いについて
- ・資料3 海田バイオマス混焼発電所建設計画に係る環境影響評価準備書について（答申案）
- ・参考資料 海田バイオマス混焼発電所建設計画に係る環境影響評価準備書に対する意見及び質問の概要等（第1回審査会）

[審議結果]

○小田課長補佐 定刻になりましたので、只今から、平成28年度第3回広島市環境影響評価審査会を開会致します。本日は、大変お忙しい中、お集りくださり、誠にありがとうございます。本日の司会を勤めさせていただきます環境局環境保全課の小田でございます。よろしくお願い致します。

本日の議題は、今年度の3回目になりますが、「海田バイオマス混焼発電所建設計画に係る環境影響評価準備書について」となっています。審議は4時までを予定しておりますので、御協力の程よろしくお願い致します。また、本日の会議でございますが、委員の定数16名に対して、御出席の委員の方が現在8名と、会議の定足数の過半数に達しておりますことを御報告申し上げます。なお、今川委員におかれましては、遅れて到着する旨の連絡を受けておりますので、その旨を報告させていただきます。

引き続きまして、本日、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

「平成28年度第3回広島市環境影響評価審査会 配席表」、「平成28年度第3回広島市環境影響評価審査会 次第」、「資料1 海田バイオマス混焼発電所建設計画に係る環境影響評価準備書に対する意見及び質問の概要等（第2回審査会）」、「資料2 海田バイオマス混焼発電所建設計画に係る環境影響評価準備書への意見とその対応について」、「資料3 海田バイオマス混焼発電所建設計画に係る環境影響評価準備書について（答申案）」、「参考資料 海田バイオマス混焼発電所建設計画に係る環境影響評価準備書に対する意見及び質問の概要等（第1回審査会）」、不足がありましたら事務局にお申し付け下さい。

それでは、これからの議事進行は、堀越会長をお願い致します。よろしくお願い致します。

○堀越会長 それでは、議事に入ります。本日、準備書についての審査会の3回目です。前回と前々回の審査会では、準備書について御説明いただくため、事業者さんにも御出席いただきましたが、本日は、答申案について審議するということで、委員のみで審議を行いたいと思いますので、よろしくお願い致します。それでは、まず資料につきまして、事務局の方から御説明をお願い致します。

○寺本環境保全課長 環境保全課長の寺本でございます。座って説明させていただきます。

まず、資料1につきましては、「海田バイオマス混焼発電所建設計画に係る環境影響評価準備書に対する意見及び質問の概要等（第2回審査会）」でございます。第2回審査会で委員の皆様から頂戴した御意見や質問とそれに対する事業者からの回答を、対象項目ごとにまとめて記載したものです。

事業者の回答欄につきましては、第2回審査会終了後に事業者から追加で回答があった内容を、アンダーライン又は「追加」と記して、記載しています。この追加回答についてですが、2ページ目の一番下の欄を御覧いただきたいと思います。前回審査会の場で、内藤先生から「大気質の予測について、特殊気象条件下での計算結果について、最大着地濃度出現地点の数値だけではなく、準備書6.1.1.1-161ページの図のような風下距離に応じた予測結果の図を示した方が良いと思うので、検討願いたい」という御意見があり、これに対する回答として、「特殊気象条件における距離と濃度の関係図は別紙に示すとおりです」とあり、A4版3枚の資料からなる「別紙」が添付してありますので、御確認いただければと思います。

また、第1回審査会での御意見等は、参考資料として添付致しております。

そして、資料1と参考資料の御意見を取りまとめたものが、資料2でございます。資料2は「海田バイオマス混焼発電所建設計画に係る環境影響評価準備書についての意見とその取扱いについて」をまとめたものでございます。項目ごとに、これまでにいただきました御意見の概要をとりまとめております。それに基づきまして答申案を右側に書かせていただいております。表の左には①から③と番号を入れ、準備書の該当ページ数も記載しております。

【資料1について補足的に説明した後、資料2について説明（資料の読み上げ）】

○堀越会長 ありがとうございます。まず、資料1についてですが、前回の審査会で委員の皆様からいただいた意見や質問が適切に反映されているかどうかを御確認いただければと思います。議事録の御確認もしていただいておりますので、宜しいですかね。

その上で、本日の審査会の主要目的は、資料2でございます。第1回と第2回の審査会でいただいた御意見を基にして、その御意見を答申の中にどのように反映するか、資料2にまとめてございます。資料3の答申案は、資料2の「答申（案）」をそのまま転書したものですので、本日は、資料2について御審議いただければ宜しいのではないかと思います。

どのようなことでも結構ですので、資料2を中心に御意見などをいただければと思います。よろしくお願い致します。

○内藤委員 資料2の2ページから3ページにわたる大気質の部分ですが、2ページはこれで良いと思いますが、3ページの答申（案）の「特殊気象条件下の予測結果について、最大着地濃度出現地点及びその数値だけでなく、風下距離に応じた濃度の予測結果も計算により明らかにし、その結果を評価書に記載すること」とあり、今回、配布された資料1の別紙部分に相当すると思いますが、私も別紙を見て、「なるほど」と思いましたが、この資料があつて初めてある程度納得できるかなと思います。資料1の3ページの事業者の回答は「別紙の予測結果については、特殊気象条件下の最大着地濃度を求めることが目的であるため、評価書への記載は控えさせていただきます」となっていますが、それに対して、答申案では「評価書へ記載しなさい」という意味になるのだらうと思っています。別紙の予測結果を評価書に記載させる理由は、特殊気象条件と地形条件を併せた影響を考える際の材料が全くないからです。それで、別紙の予測結果の図があれば、2～3 km離れたところであれば、確かに濃度は下がっているの、そこが地形影響で増幅されても大丈夫そうだなという話になります。それで、答申（案）で気になっている表現は、3ページの2（2）の「特殊気象条件下の予測結果について」という書き出しです。一方で、2ページの2（1）は「地形影響の予測結果について」という書き出しになっているので、「特殊気象条件下の予測結果について」という書き出しでは、特殊気象条件のことだけで評価書へ記載しなさいという論理になりかねません。私の気持ちは、特殊気象条件下の結果だけではなくて、特殊気象条件と地形条件が兼ねあつても、とりあえずは何とか（環境基準の適合については）大丈夫かなという材料として、別紙の予測結果の図を評価書に記載してほしいということです。それが（答申（案）で）表現できているのだらうかと思いました。「評価書に記載すること」は良いのですが、「特殊気象条件下の予測結果について」という書き出しで始まって「評価書に記載すること」となっていると、事業者側からは「特殊気象条件のほうは、ピークを記載しているのだから良いじゃないか」というふうに言われると困るかなという点が一つです。

それとこの答申（案）の続きで「当該予測の結果は、環境基準とほぼ同値のものがあり、当該予測結果は一定の幅をもつと考えられ」とあり、ここまでは良いのですが、その後、「さらに、地形影響を考慮した場合に環境基準を超える地点が生じることも考えられるので」という、この部分を心配していたのですが、今回の資料1の別紙のデータを見る限りでは、何とか環境基準は超えなくても済むのではないかなと思えるので、「さらに、地形影響を考慮した場合に環境基準を超える地点が生じることも考えられる」という部分は無くても良いのではないかと思います。この部分を削除して、あくまで、特殊気象条件下の予測はギリギリ環境基準に収まっているけど、その結果の精度はそんなに高くないでしょうから、できれば、事後調査かモニタリングのどちらかをやってほしいということで良いのではないかなと私は考えたのですが。こう書いてしまうと、前から指摘していた地形影響の効果を加えれば環境基準を超えてしまうという主張になってしまうので、そこまでは主張しづらいなと私自身は思っています。

○堀越会長 ありがとうございます。

内藤先生、前段の御指摘の部分は、どのように修正したら良いでしょうか。

○**内藤委員** 書き出しを「特殊気象条件下の予測結果について、地形影響の効果も加えた際の判断材料として、最大着地濃度出現地点及びその数値だけでなく、風下距離に応じた濃度の予測結果も計算により明らかにし」・・・文章的にはあまり上手くないかもしれませんが、載せてほしいことは、特殊気象条件下の風下距離に応じたグラフなのですが、載せてほしい理由は、地形影響が加わった場合の判断材料として・・・。

○**堀越会長** 前段の御意見につきましては、およそ、「特殊気象条件下の予測結果について、地形影響を加えた場合の判断材料として・・・」というような流れにすることと、それから、後段の御意見につきましては、雰囲気としては「当該予測の結果は、環境基準とほぼ同値のものが有り、当該予測結果は一定の幅をもつと考えられるので事後調査」というような流れで宜しいでしょうか。最終的な文章については、頭が冷えたところで、再考することと、よろしくお願い致します。

○**矢野委員** 資料2の2ページの項目番号⑩の答申（案）のところで、「廃棄物の種類ごとの保管設備の概要や保管方法を具体的に評価書に記載すること」という記述になっていますが、「概要」という言葉を除いてはどうですかという意見です。「保管設備や保管方法を具体的に評価書に記載する」です。概要というと人によって取り方がずいぶん違ってきます。ですから、どの程度詳しく書くのかというのは相手方の捉え方によって違いますので、できるだけ具体的に書いてくださいという主旨でございます。

○**堀越会長** ぱっと読む限りでは、「概要」というのはあまり本質に関わっていないので、確かに無くてもいいのかなと思いました。そのようなことで宜しいでしょうか。
中西委員、騒音のところは宜しいでしょうか。

○**中西委員** 騒音のところは、私が問題にしていたのは、本当に予測結果が正しいのか否かをトレースできるかどうか。そして、事後調査において、どのように影響していたかどうかを、ちゃんと記録として残されるかどうかでしたので、答申（案）の記述でお願いしていたことは書かれていると判断しています。

○**林委員** 資料2の2ページの水のことで、答申（案）に「排水の処理に関する計画について・・・」とあります。ここで、ボイラーや冷却塔などの「汚水」とありますが、これは排水のことですか。汚水であれば流してはいけないと思いますので。ここは「排水」という表現のほうがいいのかと思います、どうなのでしょう。

○**寺本環境保全課長** ここで「汚水」という表現を使っているのは、排水処理施設に入る前で未処理の状態ということで、あえて「汚水」という表現を使っています。

○**林委員** これは、いわゆる、生活で使われた水のことでないですね。

○**小田課長補佐** 生活排水ではございません。ボイラーや冷却塔から直接出てくる水に対して「汚水」という言葉を使いました。最終的に排水口から流れ出るものは「排水」として、使い分けとして「汚水」という言葉を使わせていただきました。

○**林委員** ボイラーや冷却塔などの「汚水」と書いてありますので、ボイラーから出るものは、やはり「汚水」と見ていいのでしょうか。後で、中和などの話も出ていますからね。

○**小田課長補佐** 用語は検討させていただければと思います。御指摘ありがとうございます。

○**堀越会長** 定期的に点検した時の汚染水のような話もありましたので、そのことかと思いましたが、それとは違うのですか。

○**矢野委員** 仰るように、ボイラーや冷却塔は定期的に掃除をします。その時には、かなり汚れた水が出てくるはずですが。それを「汚水」と呼ぶか「排水」と呼ぶかは微妙なところで、私は「排水」と呼んだほうが良いかとは思いますが。

○**堀越会長** その場合の「はい」は「排」ですか。

○**矢野委員** 「排水」と同じ「排」です。

○**寺本環境保全課長** 「排水」に修正致します。

○**河野副会長** 資料2の1ページの答申(案)1(2)ですが、「発電所の稼働だけでなく輸送等を含めた二酸化炭素削減効果」と書いてあって、輸送等を含めるということは、バイオマスの入手先が明確にならないと、その輸送等を含めた二酸化炭素削減効果が出てきませんよね。ということは、予め、それが分かった段階で評価書を作るということが前提になっているのでしょうか。ここは理解しにくかった部分です。この前の審査会でも、(事業者に対して)バイオマスの形状や入手先の地域などを表明できませんでしょうかというふうに申し上げたら、契約のことがあるから表明できませんという回答でしたよね。ただ、100%ヤシ殻で火力発電する計画があるとか、山口県の発電所であればバイオマスの入手先を地域の森林組合と検討しながら進めているとか、ニュースで出ているわけですね。燃料の入手先がニュースで論議されるのに、この場では、契約のことがあって一切言えませんと通されてしまう。一番大事な部分が不明瞭です。輸送等を含めた二酸化炭素削減効果は、確かにそうなのですが、バイオマスの入手先、種類、形状、量などが、ある程度ないと……。色々な計画の中で、カーボンニュートラルなものを使って、しかも、45%も使ってやるんだから、二酸化炭素削減になりますよというところまでは良いけど、それをどう検証できるのですかというところが非常に不透明な感じがしています。この答申(案)で、それを明確にしないでいいと言っているのかどうかということところが一番知りたいところです。

○**堀越会長** 事業者さんがいらっしゃらないので、これは言っても詮無いことかもしれませんが、当然現段階で、バイオマスの調達の日算が立っていないとできないわけですね。それを公表することによって起こる不都合とは何なのか、いろいろと想像してみましたが、よく理解できませんでした。しかも、実際に運用を始めたら、バイオマスの入手先、形状、種類など全部報告義務があると(事業者さんは)仰ってるわけですから、釈然としないですね。だからそれを答申(案)でどう書くかということですね。

○**河野副会長** この答申(案)でうまく表現できているかどうかということです。

○**小田課長補佐** バイオマスの調達については、「1 事業計画」と「7 温室効果ガス等」の2カ所へ書き込みがあります。1カ所は先生が仰られた、資料2の1ページ目の②から⑥を含めた答申(案)であり、右欄の番号で言いますと、1(2)です。もう一つは事後調査のことで、資料2の5ペ

ージ目であり、右欄の番号で言いますと、7（5）です。1 ページ目の意見につきましては、土田委員などの「そもそも海外からバイオマスを持ってくるのが二酸化炭素削減に貢献するのかといった懸念の声がある」といった趣旨の意見に対して、前回審査会で事業者が、定性的なデータをグラフで示し、輸送時と発電時の二酸化炭素排出量を比較すると、発電時が輸送時に比べて圧倒的に多いので海外から持ってきたバイオマスを使ったバイオマス混焼発電も二酸化炭素削減に貢献するといった説明をなされたことから、こうした説明を審査会だけではなく評価書にも書いてくださいということを書いています。それと、5 ページ目の意見につきましては、バイオマスについて、45%混焼できる量の調達ができるのかといった不安もあるといった御意見に対して、事後調査をしてその結果を公表してくださいとまとめさせていただいております。

○堀越会長 あと一つ、重要だと思うことが、予測の変動幅が小さいので事後調査はしないというのが、事業者の方針なわけですね。それに対して、この審査会としては、実際は調達量などの変動が大きいのではないか、だから、事後調査について検討くださいということを要求しているということですね。

○小田課長補佐 はい。そのことに関する説明としましては、安定的な調達が困難なことが課題となっており、需給環境の変化によって混焼比率が変化して予測結果と違ってくることが考えられるということで、ここに（意見として）記載させていただいております。

○河野副会長 仕方がないですね。

○堀越会長 これは本質には関係ない話ですが、バイオマス混焼で、カーボンニュートラルで、環境に与える負荷が小さい発電所は、これから進めるべきだと思うのですが、大前提の話は非常に良いのですが、実際、具体的に事業を進めていくと、例えば、自動車燃料で、バイオエタノールなども、実際は、食料とするとうもろこしなどを燃料に回して、別の問題が起きたりしています。このバイオマスの場合も、もしかしたら、世界中で取り合いになったりして、また色々な問題が出てくるのではないかなと、議論を進めて勉強していく中で、そういうことを感じました。

他にいかがでしょうか。最終目標は資料3です。資料3には前文もあるのですが、そちらについてもお目通しください。

○内藤委員 答申案に対しての意見ではなく、確認なのですが、昨年度の方法書で、同じように審査会をやって、答申をしました。それで、このたび準備書の内容を見ると、知事の意見が載っていて、それに対する回答が載っています。市のことは、少なくとも表には出ていないのですが、今回、答申した内容はどのような流れになるのでしょうか。

○堀越会長 あくまでも設置されるのは海田町で、広島市も影響を受けるということです。本来は県の所管する事業です。だから、我々のスタンスは、関係する市として、県知事に意見を述べるということで、県に意見を言うための材料が答申だと思います。関係の市町としては、広島市、海田町、坂町があり、県知事に対して意見を述べます。それから、県は、県の技術審査会に諮って、関係の市町の意見を参考にしながら、県知事意見を事業者に述べるということだと、私は理解しています。

○内藤委員 そうすると、最終的には、県のレベルでまとめられて、そこに我々の意見がどれだけ反映されるかを議論しても仕方なくて、事業者としては、県の意見に回答する義務はあるけど、市の意見なり答申には直接は答える機会はないということですね。

○堀越会長 しかし、知事意見の中にここでの意見が反映されれば、当然、それに答える義務は生じてくることになると思います。
他にいかがでしょうか。

○林委員 確認です。例えば、資料3の2ページの廃棄物にある「国又は地方公共団体の廃棄物に係る環境保全施策」とありますよね。こういうときは、県の指針も市の指針もありますよね。多分、海田町とか坂町とかもあると思いますが、それを全て見てからということになるわけですか。事業者さんはそれを分かっておられるのか、気になるんです。

○小田課長補佐 確認するものとしましては、今回の事業は、海田町で実施されることになりますので、広島市の計画ではなく、国、広島県、海田町になります。確認していただくものは、（海田町で該当するものがなければ）国と広島県の計画になろうかと思います。

○林委員 二酸化炭素の排出の一つの基準みたいな目標がありますよね。この部分は坂町の基準とか、この部分は海田町とか、そういうのはあり得ないわけで、そこら辺の整合性が取れるのかが気になります。どこの基準に合わせるかと聞かれたら、事業者もお困りかもしれません。住民も気になるのかなと思ったわけですね。

○堀越会長 今の御質問から逸れてしまいますかもしれませんが、一番に思いますのは、評価の手法のところで、国又は地方公共団体の計画等に照らして評価しますとあるのに、実際の評価結果のところではその記述がないのです。それが一番問題かなと思います。それから地方公共団体でも、かなり具体的な基準を出しているところとか、やや抽象的なところとか、色々あると思うのですが、それは、私は判断だと思います。しかし、手法のところで言っていて、評価のところでないのはまずいと思うのです。

○寺本環境保全課長 会長からの御指摘の箇所は、答申案の中で、入口があっても出口がないからちゃんと書いてくださいと書き加えております。はっきりしない部分は全て書くように、答申案の中に盛り込んでいます。

○堀越会長 他にいかがでしょうか。少し早いですが、すでに2回の審査会を開いているということで、答申案については、ここでもいただいた御意見について、必要なところを修正するという事で、基本的にはこの案で、部分的に修正するという事で宜しいでしょうか。

それで、市長に答申する期日が迫っておりまして、修正については、事務局と相談しまして、会長に一任いただくということで宜しいでしょうか。

【異議なし】

○堀越会長 ありがとうございます。それでは、そのように答申を作成させていただきます。よろしくお願い致します。それでは、事務局から何かございますか。

○建部環境局次長 委員の皆様、ありがとうございます。私から最後に御礼の挨拶をさせていただきたいと思います。本日は、委員の皆様におかれましては、大変御多忙な中、御出席いただき大変ありがとうございました。おかげさまで、「海田バイオマス混焼発電所建設計画に係る環境影響評価準備書」につきまして、答申をいただく運びとなりました。重ねてお礼を申し上げます。

本事業に関する今後の手続といたしましては、先ほどの内藤委員からの御質問と関連すると思いますが、本市において、いただいた答申に基づきまして市長意見を作成し、これを持ちまして、本年10月12日までに広島県知事に対して、市長意見を述べることになります。その後、広島県知事は、広島市長意見、海田町長意見、坂町長意見を考慮して、本年11月3日までに事業者に対して知事意見を述べるということになっています。これを受けまして事業者は、知事意見を考慮するなどして、また、準備書の記載事項に検討を加えるなどして、環境影響評価書を作成していくということになります。この環境影響評価書が広島県知事によって公告・縦覧された後、事業者は、いよいよ事業に着手することという運びになっております。

なお、今年度につきましては、本事業のほかに、新たな対象事業の計画の相談がございます。そして、実施計画書の提出が予定されているとも聞いておりますので、その際には、皆様に、引き続きご協力いただくということになりますので、どうぞよろしくお願いします。

簡単ではございますが、私からのお礼の挨拶とさせていただきます。本日は、どうもありがとうございました。

○寺本環境保全課長 最後に事務局からの連絡をさせていただきます。本日は、大変熱心な御審議を頂き誠にありがとうございました。只今、次長からも説明がありましたが、今年度は、本事業のほかに、新たな対象事業の実施が計画されていると聞いております。ただ、実施計画書の提出時期は未定ですが、具体的なスケジュールが決まりましたら、別途、日程調整をさせていただきますので、よろしくお願い致します。ありがとうございました。

○堀越会長 本年度、新たな審査対象事業があるということですので、そのときは、よろしくお願い致します。